

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第110号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(職員)」を付し、同条第1項中「東北部クリーンセンター及び北部クリーンセンター（以下「東北部クリーンセンター等」という。）」を「センター」に、「管理係長」を

「

管理係長

環境学習推進係長(南部クリーンセンターに限る。)

に、「施設係長」を

」

「

施設係長

バイオガス化施設係長(南部クリーンセンターに限る。)

選別資源化施設係長(南部クリーンセンターに限る。)

に、「北部クリーンセンタ

燃料化施設係長(南部クリーンセンターに限る。)

」

一を除く」を「東北部クリーンセンターに限る」に改め、同条第2項中「東北部クリーンセンター等」を「センター」に改め、「所長補佐、担当課長補佐又は」を削り、同条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「担当課長、担当課長補佐、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とし、同条を第3条とする。

第6条第1項中「東北部クリーンセンター等にあつては、」及び「、所長補佐、担当課長補佐」を削り、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(事務の概目)」を付し、同条各号列

記以外の部分中「東北部クリーンセンター等」を「センター」に改め、同条第5号中「北部クリーンセンターを除く」を「東北部クリーンセンターに限る」に改め、同条に次の6号を加える。

- (8) 本市が定期的に収集する一般廃棄物（鍋、フライパン、やかんその他の小型の金属製の物に限る。）の選別に関する事（南部クリーンセンターに限る。）。
- (9) 環境学習施設の運営管理に関する事（南部クリーンセンターに限る。）。
- (10) バイオガス化施設の管理に関する事（南部クリーンセンターに限る。）。
- (11) 選別資源化施設の管理に関する事（南部クリーンセンターに限る。）。
- (12) 廃食用油燃料化施設の管理に関する事（南部クリーンセンターに限る。）。
- (13) 魚アラ中継施設の管理に関する事（南部クリーンセンターに限る。）。

第7条を第5条とし、第8条を削る。

第9条中「、担当課長、担当課長補佐」を削り、同条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)